京都市告示第６７９号

児童福祉法第２４条の３２第２項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和８年３月２日

京都市長　松井　孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
ｄｅｓｔｉｈｙ株式会社	障害児相談支援	コネクション 2670200225	京都市上京区西中筋町１９番地８１	令和８年２月２８日

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）